

入札説明書

宮崎県警察本部が行う警察本部吸収冷温水機保守点検業務委託に係る条件付一般競争入札については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の4に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年4月24日

2 競争入札に付する事項

(1) 委託件名 警察本部吸収冷温水機保守点検業務

(2) 委託内容 仕様書のとおり

(3) 履行場所 宮崎市旭1丁目8番28号

(4) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 最低制限価格

最低制限価格を宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第128条第1項に基づく範囲内の額を設けることとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格要件

入札公告の2のとおり

4 担当部局

宮崎県警察本部警務部施設装備課管財係

郵便番号880-8509 宮崎市旭1丁目8番28号

電話番号0985-31-0110（内線2263）

5 入札参加届の提出

入札に参加しようとする者は、入札参加届（別記様式第1号）を次のとおり担当部局に提出しなければならない。

また、入札参加届を提出後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届（任意様式）を書面で開札の前日までに提出すること。なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和8年4月24日から令和8年5月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く。））

(2) 提出場所 4に同じ

(3) 提出方法

郵送（書留郵便に限る。期間内必着）又は持参による。

6 入札

入札に参加する者は、入札書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

(1) 入札書の日付

入札書の提出日を記入すること。日付の誤りがある場合は無効となるため、留意すること。

(2) 提出方法

持参により提出するものとする。

(3) 入札方法

入札金額は、業務に係る一切の経費を含めた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札金額の頭には必ず「¥」マークを記載すること。

(4) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別記様式第3号、第4号）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

(5) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「5月13日開封《警察本部吸収冷温水機保守点検業務委託》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

(6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

(7) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

7 入札書の提出、開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県警察本部1階102会議室

(2) 日時 令和8年5月13日 午後4時30分

8 再度入札

(1) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

(2) 入札の回数は、2回を限度とする。なお、落札者のない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終入札において有効な入札を行った者のうち最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

(3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記載すること。

(4) 再度の入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

(5) 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。

ア 初度入札に参加しなかった者

イ 初度入札に参加したが入札をしなかった者

ウ 連合その他不正の行為があった入札をした者

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

(2) 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 虚偽の申請を行なった者のした入札

(2) 入札参加資格のない者（入札参加届の提出時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札

(3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(4) 2人以上の者から委任を受けた者が行なった入札

(5) 入札書の表記金額を訂正した入札

(6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

(7) 入札条件に違反した入札

(8) 連合その他不正行為があった入札

(9) 入札公告等の規程に違反した者のした入札

11 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の範囲以内で、失格又は無効とされた者を除く最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

12 その他

この説明書に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）による。

入 札 参 加 届

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

警察本部吸収冷温水機保守点検業務委託に係る条件付一般競争入札について参加を申請
します。

なお、下記の要件を全て満たす者であることに相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
であること。
- 2 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平
成6年11月1日宮崎県告示第1058号の3）に基づき競争入札参加資格者名簿の「冷
暖房設備の点検、保守及び整備に係る業務」に登載されている者又は物品の買入等の契
約に係る入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年1月26日宮崎県告示
第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、営業種目が「電気
機器」であること。
- 3 公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、上記2の各要綱に基づく
資格停止を受けていない者であること。

入 札 書 (委 託)

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
受託の内容	警察本部吸収冷温水機保守点検業務委託									
受託の場所	宮崎市旭1丁目8番28号									
受託の期間	契 約 締 結 日 从 来 令 和 9 年 3 月 31 日 以 前									
入札保証金	宮崎県財務規則第100条第2項第2号により免除									
<p>上記の金額に100分の110を乗じて得た金額をもって契約したいので、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）等関係規程、設計書、仕様書及び指示事項を承知して入札します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所 入札者 氏名 ⑩</p> <p>宮崎県知事 河野 俊嗣 殿</p>										

入札条件等確認済

委任状

私は都合により

(使用印鑑)を代理人と定め下記の見積入札に関する権限を委任します。

記

- 1 入札の目的 警察本部吸収冷温水機保守点検業務委託
- 2 入札の場所 宮崎市旭1丁目8番28号
宮崎県警察本部1階102会議室
- 3 委任者との関係 _____

令和 年 月 日

委任者 住所
名称
氏名

印

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

委任状

使用印鑑

私は、
（ ）を代理人と
定め貴県が令和8年度において発注する業務等の請負に関する次の権限を
委任します。

記

- 1 入札又は見積をすること。
- 2 契約を締結すること。
- 3 委託料等を請求及び受領すること。
- 4 入札及び契約保証金の納付並びに受領に関すること。
- 5 復代理人の選任に関すること。
- 6 その他前各号に関する一切の行為。
- 7 契約の目的 警察本部吸収冷温水機保守点検業務委託
場所 宮崎市旭1丁目8番28号
- 8 委任期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

令和 年 月 日

住 所
名 称
氏 名

印

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、警察本部吸収冷温水機保守点検業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる保守点検業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

委託業務の名称 警察本部吸収冷温水機保守点検業務委託

委託業務の場所 宮崎市旭1丁目8番28号

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税額金〇〇〇〇〇〇円を含む。）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇, 〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（第4条 契約保証金は、免除する。）

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を別添の警察本部吸収冷温水機保守点検業務仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認められるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（成果品等の提出）

第9条 乙は、委託業務の保守点検を完了したときは、完了後20日以内に成果品及び業務の成果に関する報告書（以下「成果品等」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果品等を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に連絡するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の連絡があったときは、遅滞なく甲の指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 前2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第10条 乙は、甲から前条第2項の規定による検査を受け、合格し、次の表の区分の保守点検業務期間における委託業務を完了したときは、当該区分の委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

区分	支払金額	保守点検業務期間
第1回	〇〇〇, 〇〇〇円	契約締結日～令和8年10月31日
第2回	〇〇〇, 〇〇〇円	令和8年11月1日～令和9年3月31日
合計	〇〇〇, 〇〇〇円	

2 甲は、前項の規定による乙の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時設備維持管理業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからウまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

オ 乙が、アからウまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（エに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、委託契約を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報

取扱特記事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙

別添

警察本部吸収冷温水機保守点検業務仕様書

警察本部吸収冷温水機保守点検業務について、宮崎県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とで業務委託契約書を締結し、乙は信義に従って誠実に履行するものとする。

1 対象機器

- ガス直焚き吸収冷温水機（川重冷熱工業製） 2台
- ア 型式 GLA-180A（26%省エネルギー型）
冷房能力 最大 150USRT
暖房能力 最大 270,000kcal/h
- イ 型式 GLA-200A（26%省エネルギー型）
冷房能力 最大 180USRT
暖房能力 最大 360,000kcal/h

2 業務内容

- (1) 冷暖房シーズンイン点検（5月から6月及び11月に各1回実施）
- ア 付帯設備切替の確認
イ 本体関係切替及び運転調整
ウ 操作盤内点検
エ 抽気関係点検
オ 燃焼関係点検
カ 空燃比確認（調整）
キ 安全保護装置設定確認
ク 温度調節器設定確認
ケ 冷水・冷却水循環状態確認
コ 運転調整
- (2) 冷暖房シーズンオン点検（8月及び1月に各1回実施）
- ア 安全保護装置設定確認
イ 抽気関係点検
ウ 冷媒点検
エ 燃焼関係点検
オ 空燃比確認（調整）
カ 温度調節器設定確認
キ 運転調整
- (3) 冷暖房シーズンオフ点検（10月及び3月に各1回実施）
- ア 部品外観検査
イ 吸収液ポンプ点検
ウ 冷媒ポンプ点検
エ 高温発生器点検
オ 燃焼機部品点検
カ 抽気関係点検
- (4) 吸収液分析及びインヒビター調整管理（11月に1回実施）
- (5) 冷却水系伝熱管チューブ突き洗浄（5月から6月に1回実施）

3 その他

- (1) 業務を実施する場合は、事前に甲に予定日時を連絡すること。
- (2) 点検結果報告書は、仕様書の内容を満たすように作成すること。
- (3) 保全業務に要する下記の材料等は、無償で取り替えること。
 - ア ボルト、ナット、ヒューズ類
 - イ グリース及び潤滑油類
- (4) 点検の結果、(3)以外の部品等の取替を要する場合は、直ちに報告するものとし、費用については、甲と乙で協議するものとする。
- (5) 対象機器の故障等が発生した際には、速やかに臨時点検を実施すること。
- (6) 乙は、契約締結後、速やかに緊急時の措置に必要な緊急連絡体制表を作成し、甲に提出すること。
- (7) 仕様書に定めのない事項については、甲と乙で協議の上、定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、本契約第6条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。